

【中小法人・個人事業者のための】

# 持続化給付金

売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方は、  
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。  
(今年 12 月までに売上が 50%以上減少した月がある事業者が対象)

## 「申請サポートキャラバン隊」派遣のお知らせ

下記の期間限定で、申請サポートキャラバン隊による「申請サポート会場」を開設し、持続化給付金の電子申請が困難な方に対し、専門のスタッフによる電子申請の入力サポートを行います。

■開催日：令和2年6月25日(木)～30日(火)

■開催時間：9時00分～17時00分(最終受付 16時00分)  
※最終日のみ 15時00分(最終受付 14時00分)まで

■開催会場：安芸農協会館 サンピア・アキ 4階  
(安芸郡海田町窪町8-8)  
※会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。

■お申込み：ご予約は原則開催会場にて受け付けておりますので、直接会場へお越しください。

開催期間中のご予約・お問い合わせ先

TEL 080-4466-4739

※開催日の開催時間中に限り設置されている電話です。

※申請サポート対応中はお電話がつながりにくい場合があります。

※お問い合わせは各会場でのご予約に関する内容に限らせていただきます。

## ■申請サポート会場・来場時のご注意

会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施中です。

以下の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。

- ・原則として申請者お一人様でご来場ください。
- ・必ずマスク着用の上、ご来場ください。
- ・当日は必ず検温の上、ご来場ください。また、37.5度以上の方は、会場への入場をお断りさせていただきます。
- ・会場での手続きには1時間程度を要します。お時間には余裕をもってお越しください。
- ・新型コロナウイルス対策のため、ボールペン等の筆記用具をお持ちください。

## ■持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

### 【給付額】

法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

### 給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※詳しくは持続化給付金ホームページをご参照ください

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

## ■申請時に必要な書類をご用意の上、必ずご持参ください。

### 法人

- 確定申告書別表一<sup>\*</sup>の控え（1枚）及び法人事業概況説明書の控え（2枚）計3枚  
（対象月の属する事業年度の直前の事業年度分）  
※少なくとも確定申告書別表一の控えには収受印（e-TAXの場合は受信通知）が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- 法人名義の口座通帳の写し（法人の代表者名義も可）  
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳が無い場合は画面コピー

### 個人

- 青色申告の場合**  
2019年分の確定申告書第一表<sup>\*</sup>の控え（1枚）と所得税青色申告決算書の控え（2枚）計3枚  
（2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし、白色申告の場合と同様に2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。）  
**白色申告の場合**  
2019年分の確定申告書第一表<sup>\*</sup>の控え（1枚）計1枚  
※少なくとも確定申告書第一表の控えには収受印（e-TAXの場合は受信通知）が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの  
（2020年〇月と明確な記載があるもの）
- 申請者本人名義の口座通帳の写し  
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
※電子通帳など、紙媒体の通帳が無い場合は画面コピー
- 本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書<sup>\*</sup>）  
※運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など。  
上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替することができる。